

答 申

1 審査会の結論

福岡県監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和3年2月10日付2監総第929号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、地方職員共済組合福岡県支部における内部監査に関する次の文書である。

ア 地方公務員共済組合の年2回の監査書類R2年度分（以下「本件文書1」という。）

イ 組合から監査に対する推薦依頼への返送書類の法律がわかるもの（以下「本件文書2」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、審査請求人が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った、公文書の開示請求（以下「本件請求」という）に対し、本件文書1については、「監査実施主体である地方職員共済組合福岡県支部が作成するものであり提供を受けていない」ため、また本件文書2については、「推薦依頼に対する返送（回答）が法律に基づいて行うものではない」ため、いずれも作成も取得もしておらず、存在しないとして、条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年1月29日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年2月10日付けで、本件請求に対し、本件決定及び公文書開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年3月8日付けで、本件決定を不服として、実施

機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年4月13日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

地方職員共済組合福岡県支部の支部長は県知事、副支部長は副知事となっており、県の職員が共済組合の仕事を行っている。地方職員共済組合の範囲に入るものは情報公開の対象となり、監査書類は開示されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

(1) 本件文書1について

地方職員共済組合福岡県支部長は、監査委員事務局を含む内部監査員に対して内部監査の実施を依頼するが、当該監査は同支部において実施されるものであり、監査の実施にあたり閲覧に供される財務関係帳票等の書類が内部監査員に提供されることはない。

したがって、地方職員共済組合福岡県支部の内部監査に係る監査書類の提供を受けていないため、当該書類は存在しない。

(2) 本件文書2について

監査委員事務局長は地方共済組合福岡県支部長の依頼により同支部の内部監査員として同事務局職員を推薦するが、当該推薦は法令に基づくものではないため、根拠となる法律は存在しない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容について

ア 地方職員共済組合について

地方職員共済組合（以下「組合」という。）は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として、設立された特殊法人である。組合は、道府県職員等を組合員として構成され、道府県職員等の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、健康保険や年金支給等の給付事業や資金の貸付等の福祉事業を行っている。

また、組合は、本部と支部で構成され、本部は各支部に対して指導助言を行うとともに、年金の決定、支給及び資産の運用を行っている。支部はその下部組織として、全国46道府県に設置されている。福岡県においては、福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）第20条の2

の4第32号の規定により、総務部総務事務厚生課が、地方職員共済組合福岡県支部（以下「組合支部」という。）に関する事務を所掌している。

イ 地方公共団体の便宜の供与について

組合は、法第4条第1項の規定により、地方公共団体とは別個の独立した法人とされている一方で、法第18条第1項の規定により、地方公共団体の職員等を組合の業務に従事させることができるとされており、また同条第2項の規定により、地方公共団体の管理する土地や建物を無償で利用することができることとされている。

本県においては総務部総務事務厚生課の職員が、同課内において組合支部の業務を行っている。

ウ 組合に係る文書の公文書該当性について

組合は、前述イのとおり、法に基づき地方公共団体から便宜の供与を受ける場合でも、地方公共団体とは別個の独立した法人であるため、条例第2条第1項に規定する「実施機関」には該当しないこととなる。

他方で、実施機関が、組合支部の作成した文書を取得していた場合や、組合支部に対して行った実施機関の諸活動において、実施機関が文書を作成し、保有していた場合、当該文書は条例第2条第2項の「公文書」に該当し、開示請求の対象となる。

(2) 本件決定の妥当性について

本件決定の理由について、実施機関は、本件文書1については、監査実施主体である組合支部が作成するものであり提供を受けていないため、また本件文書2については、推薦依頼に対する回答が法律に基づいて行うものではないため、いずれも作成も取得もしておらず、存在しないとしているところ、当該決定理由の妥当性について、以下検討する。

ア 実施機関への調査について

本件決定に関して、組合支部における内部監査とどの様な関わりがあるのか、実施機関に調査を行ったところ、次のような回答を得た。

- a 内部監査の実施主体は組合支部であり、実施機関は、実施機関内の組合員を内部監査員として推薦しているのみであり、組合支部の内部監査を実施機関の業務として行っているわけではない。
- b 内部監査員は、「会計経理について専門の知識又は経験を有する者」を含めることとされているところ、慣例として例年、実施機関の職員が内部監査員となっているに過ぎない。
- c 内部監査は、組合支部の執務室で行われるものであり、財務関係帳票等の書類は閲覧に供されるのみで、内部監査員に提供されることはない。

イ 本件文書 1 の存否について

当審査会において本件文書 1 に係る見分調査を実施したところ、組合支部の内部監査に関して、実施機関が作成した文書は、内部監査員の推薦文書を除いて確認されず、また、実施機関が組合支部に依頼して資料を作成、提出させた事実も確認されなかった。

前述アに関して、内部監査は、組合支部内部の行為であって、実施機関の業務として行っていないため、組合支部の内部監査に係る監査書類は組合支部の保有する文書であり、本件文書 1 は存在しないとする実施機関の主張は、合理性があるものと認められる。

したがって、本件文書 1 が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ 本件文書 2 の存否について

実施機関は、本件文書 2 について、組合支部からの内部監査員の推薦依頼に対する回答は法律に基づいて行われるものではない旨説明している。

当審査会において法や省令等の関係法令を確認したところ、本件文書 2 に該当する規定は確認されなかった。

また、当審査会において、実施機関の保有する組合支部からの内部監査員の推薦依頼文書を確認したところ、内部監査員の選任にあたっては、組合が作成し組合支部に発出した「支部の内部監査について」と題する通知文書を根拠に、「会計経理について専門の知識又は経験を有する者」を含めることとされていることが確認された。この趣旨をふまえて、組合支部から実施機関に内部監査員の推薦依頼が行われており、それは法令に基づくものではないことが確認された。

したがって、本件文書 2 が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。